

進路情報

前回、福祉サービス利用について確認しました。今回は、現在・卒業後の生活に関わる手当や年金について確認します。



主に現在の生活に関わる手当

【令和2年4月からの金額】

手当	支給対象者	月額（円）	備考
【在宅者のみ】 特別児童扶養手当 【在宅者のみ】	家庭で監護、 養育している 父母等	1級 52,200円 ※年額:626,400円 2級 34,770円 ※年額:417,240円	＊1級及び2級は、「障害程度基準表」で決められています。障害者手帳より基準は少し緩やかであるとの話があります。
障害児福祉手当	重度障害児本人 ＊20歳未満	14,880円 ※年額:178,560円	＊障害の程度は関係ありません。

※支給には、所得制限があります。保護者の前年度の所得が関係します。



主に卒業後の生活に関わる手当・年金

【令和2年4月からの金額】

手当・年金	支給対象者	月額（円）	備考
【在宅者のみ】 特別障害者手当 ※窓口：福祉課	重度障害者本人 ＊20歳以上 ＊日常生活で常時介護が必要な者	27,350円 ※年額:328,200円	【所得制限】 ＊本人の前年度の所得で決まります。
障害基礎年金 ※窓口：年金担当課 ※手続き：20歳の誕生日以降	本人 ＊20歳以上の障害者 ＊申請には、診断書が必要です。	1級 81,427円 ※年額:977,125円 2級 65,141円 ※年額:781,700円	【1級の例】 ＊両上肢の機能に著しい障害を有する ＊両下肢の機能に著しい障害を有する ＊両耳の聴力が100デシベル以上
障害年金生活者支援給付金 ※窓口：年金担当課 ※手続き：年金と一緒に。	本人 ＊障害基礎年金受給者 ＊前年度の所得が4,621,000円以下の者（年金は対象外）	1級 6,288円 ※年額:75,456円 2級 5,030円 ※年額:60,360円	【2級の例】 ＊上肢の機能に著しい障害を有する ＊下肢の機能に著しい障害を有する ＊両耳の聴力が90デシベル以上

【障害基礎年金】

※障害基礎年金の1級又は2級は、国民年金法施行令別表に定める障害等級。
 ※手続きには時間がかかります。早めに窓口で相談をしておくと、手続きがスムーズになり、早く受け取れます。

【申請をした保護者の声】

障害者サービス（18歳以上）の申請をするときに、相談をしていました。途中で分からなくなっても、丁寧に教えてもらえ、スムーズに申請ができました。



※詳細は、厚生労働省のHPにも掲載されています。